

報告第 17 号

西宮市吏員退隠料条例等を廃止する条例案に関する意見決定の件

西宮市吏員退隠料条例等を廃止する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項ただし書の規定による教育長の臨時代理により、令和 3 年 10 月 29 日に別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和 3 年 11 月 9 日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

( 別 紙 )

西宮市吏員退隠料条例等を廃止する条例案に関する意見

西宮市吏員退隠料条例等を廃止する条例案については、異議ありません。

令和3年10月29日

西宮市教育委員会

西宮市吏員退隠料条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

今回、教育委員会関連で  
廃止する条例

- (1) 西宮市吏員退隠料条例（昭和30年西宮市条例第1号）
- (2) 西宮市教育職員退隠料条例（昭和33年西宮市条例第17号）
- (3) 西宮市の他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と西宮市教育職員退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和33年西宮市条例第18号）
- (4) 西宮市職員退職手当支給条例等の特例に関する条例（昭和34年西宮市条例第25号）
- (5) 西宮市吏員退隠料条例による退隠料の年額改定に関する条例（昭和40年西宮市条例第29号）
- (6) 西宮市職員共済会条例による年金の年額改定に関する条例（昭和40年西宮市条例第30号）
- (7) 平成元年4月分から同年7月分までの西宮市吏員退隠料条例の規定による遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例（平成元年西宮市条例第25号）
- (8) 平成元年4月分から同年7月分までの旧西宮市職員共済会条例の規定による遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例（平成元年西宮市条例第26号）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 西宮市教育職員退隠料条例

(昭和33年3月31日)

(西宮市条例第17号)

## (趣旨)

第1条 この条例は、西宮市立学校及び幼稚園の教育職員（以下「教育職員」という。）の退隠料に関し必要な事項を定めるものとする。

## (退隠料を受ける権利)

第2条 教育職員及びその遺族は、この条例の規定により退隠料を受ける権利を有する。

## (教育職員の定義)

第3条 この条例で教育職員とは、西宮市立学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、養護教員及び補導教員をいう。ただし、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の適用を受ける者及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）附則第16条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）附則第32条の規定により恩給法（大正12年法律第48号）の規定の準用を受ける者を除く。

## (退隠料の種類)

第4条 この条例で退隠料とは、普通退隠料、増加退隠料、傷病一時金、一時退隠料、遺族年金、死亡一時金及び年金者遺族一時金をいう。

2 普通退隠料、増加退隠料及び遺族年金は年金とし、傷病一時金、一時退隠料、死亡一時金及び年金者遺族一時金は一時金とする。

## (西宮市吏員退隠料条例の準用)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、教育職員の退隠料については、西宮市吏員退隠料条例（昭和30年西宮市条例第1号。以下「退隠料条例」という。）本則の規定を準用する。この場合において、退隠料条例第25条中「100分の1.5」とあるのは「100分の2」、第27条第2項中「120分の1」とあるのは「150分の1」、第46条第1項及び第58条第1項中「在職6月以上17年未満」とあるのは「在職3年以上17年未満」と読み替えるものとする。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、養護教員については昭和28年4月1日から、その他の教育職員については昭和24年1月12日から適用する。
- 2 この条例施行前の退隠料条例第25条の規定による納付金（以下「納付金」という。）の未納額については、納付金のほか毎月この額に達するまでこれと同額を納付するものとする。ただし、退職の際における未納額は、その際に全額納付するものとする。
- 3 前項の納付金で昭和30年1月31日以前の未納額については、免除するものとする。

# 西宮市との他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と西宮市教育職員退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

(昭和 33 年 3 月 31 日)

(西宮市条例第 18 号)

## (他の地方公共団体の職員としての在職期間の通算)

第 1 条 他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例（町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例を含むものとし、以下「他の地方公共団体の退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（西宮市教育職員退隠料条例（昭和 33 年西宮市条例第 17 号。以下「市教育職員退隠料条例」という。）第 3 条に規定する職員（以下「教育職員」という。）に相当する者に限るものとし、以下「他の地方公共団体の職員」という。）であつた者が引き続いて教育職員となつた場合においては、当該就職後の教育職員としての在職期間に通算する。ただし、当該他の地方公共団体の退職年金条例において教育職員としての在職期間を当該他の地方公共団体の職員としての在職期間に通算することとしていないときは、この限りでない。

2 前項の規定により当該就職後の教育職員としての在職期間に通算される他の地方公共団体の職員としての在職期間には、当該他の地方公共団体の退職年金条例の規定により当該他の地方公共団体の職員としての在職期間に通算されるべき当該他の地方公共団体の職員としての在職期間に引き続く当該他の地方公共団体以外の他の地方公共団体の職員、当該他の地方公共団体の職員又は教育職員としての在職期間を含むものとする。

## (一時退隠料の調整)

第 2 条 教育職員であつた者が引き続いて他の地方公共団体の職員となつた場合において、当該他の地方公共団体の退職年金条例の規定により教育職員としての在職期間が当該他の地方公共団体の職員としての在職期間に通算されるときは、当該通算される教育職員としての在職期間に係る市教育職員退隠料条例に規定する一時退隠料は、支給しない。

2 前項の場合において、教育職員であつた者が町村職員恩給組合を組織する市町村の職員となつたときは、その者に係る町村職員恩給組合法施行令（昭和 28 年政令第 433 号）第 26 条の規定の例により算定した額の資金を当該町村職員恩給組合に交付するものとする。

## (普通退隠料権者等の特例)

第 3 条 第 1 条の場合において、教育職員となつた者が市教育職員退隠料条例に規定する普通退隠料又は恩給法（大正 12 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する普通恩給若しくはこれに相当する他の地方公共団体の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有する者であるときは、その者については、第 1 条の規定は、適用しない。

2 市教育職員退隠料条例に規定する増加退隠料又は恩給法第 2 条第 1 項に規定する増加恩給若しくはこれに相当する他の地方公共団体の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有するに至つた者については、第 1 条の規定は、適用しない。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定により他の地方公共団体の職員としての在職期間を通算される者に一時退隠料を支給するときは、その者がこの条例の規定により通算される在職期間について受けた他の地方公共団体の退職年金条例の規定による退職一時金（以下「従前の退職一時金」という。）の額に相当する額を控除した額をもつて一時退隠料とし、普通退隠料を支給するときは、その者が受けた従前の退職一時金の額に相当する額の1/5分の1に相当する額を普通退隠料の年額から控除した額をもつて普通退隠料の年額とする。